

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

※適用地域の追加等がありましたので、既に通知した内容に青文字の内容を追加しております。

1. 特別措置の適用

伸長対象地域	
第1群	【鹿児島県】 鹿児島市、いちき串木野市、日置市 ※継続検査を受けることが困難なものに限ります。 【宮崎県】 都城市
第2群	【福岡県】 宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市若松区、北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、北九州市戸畑区、遠賀郡岡垣町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町 ※避難指示が発令されている地域に限ります。（土砂災害（特別）警戒区域等）
第3群	【鹿児島県】 薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市
第4群	【熊本県】 熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、 上益城郡甲佐町 、八代郡氷川町

2. 特別措置の具体的な内容

（1）継続契約の締結手続の猶予

<第1群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2025年8月8日から2025年8月11日までの自動車に付保された保険契約であり、2025年8月9日から2025年8月12日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025年8月12日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2025年8月8日から2025年8月12日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025年8月12日を限度として猶予します。

<第2群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2025年8月10日から2025年8月12日までの自動車に付保された保険契約であり、2025年8月11日から2025年8月13日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025年8月13日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2025 年 8 月 10 日から 2025 年 8 月 13 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025 年 8 月 13 日を限度として猶予します。

<第 3 群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2025 年 8 月 8 日から 2025 年 9 月 9 日までの自動車に付保された保険契約であり、2025 年 8 月 9 日から 2025 年 9 月 10 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025 年 9 月 10 日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2025 年 8 月 8 日から 2025 年 9 月 10 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025 年 9 月 10 日を限度として猶予します。

<第 4 群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2025 年 8 月 10 日から 2025 年 9 月 9 日までの自動車に付保された保険契約であり、2025 年 8 月 11 日から 2025 年 9 月 10 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025 年 9 月 10 日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2025 年 8 月 10 日から 2025 年 9 月 10 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2025 年 9 月 10 日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

<第 1 群および第 3 群>

2025 年 8 月 8 日から 2 ヶ月後の末日（2025 年 10 月 31 日）までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2 ヶ月後の末日（2025 年 10 月 31 日）を限度として猶予します。

（注）キャッシュレス決済による保険料払込の場合は対象外です。

<第 2 群および第 4 群>

2025 年 8 月 10 日から 2 ヶ月後の末日（2025 年 10 月 31 日）までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2 ヶ月後の末日（2025 年 10 月 31 日）を限度として猶予します。

（注）キャッシュレス決済による保険料払込の場合は対象外です。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予※
検査対象車	・ 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・ 今回の災害等で被災されたご契約者	車検伸長対象地域内	有	【第 1 群】 ○ 2025 年 8 月 12 日まで	○ 2025 年 10 月 31 日まで

	・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方			【第2群】 ○ 2025年8月13日まで	
				【第3群・第4群】 ○ 2025年9月10日まで	
		車検伸長 対象地域外	無	×	
	上記以外			【第1群】 ○ 2025年8月12日まで	
		車検伸長 対象地域内	有	【第2群】 ○ 2025年8月13日まで	
				【第3群・第4群】 ○ 2025年9月10日まで	
		車検伸長 対象地域外	無	×	×
検査 対象外車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方	—	—	【第1群】 ○ 2025年8月12日まで	○ 2025年10月31日まで
				【第2群】 ○ 2025年8月13日まで	
				【第3群・第4群】 ○ 2025年9月10日まで	
	上記以外	—	—	×	×

(※) キャッシュレス決済による保険料払込の場合、対象外。